

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成29年度
計画主体	南会津町 昭和村

南会津町・昭和村ニホンジカ被害広域対策協議会 鳥獣被害防止計画

<代表町及び連絡先>

担当部署名 福島県南会津町農林課
所在地 福島県南会津郡南会津町田島字後原甲3531番地1
電話番号 0241-62-6220
FAX番号 0241-62-1288
メールアドレス h_nourin@town.minamiaizu.lg.jp

<昭和村連絡先>

担当部署名 福島県昭和村産業建設課
所在地 福島県大沼郡昭和村大字下中津川字中島652
電話番号 0241-57-2117
FAX番号 0241-57-3044
メールアドレス sangyou@vill.showa.fukushima.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ
計画期間	平成30年度～平成32年度
対象地域	南会津町及び昭和村全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成28年度）

鳥獣の種類	町村名	被害の現状	
		品目	被害数値
ニホンジカ	南会津町	・ 水稻	720千円 75a
		計	720千円 75a
	昭和村	・ 大根	20千円 2a
		計	20千円 2a

(2) 被害の傾向

○南会津町

町内全域でニホンジカの生息が確認されており、生息密度は年々増加傾向にある。これまでの生息状況調査から分布拡大の初期段階にあると考えられたが、平成28年度から平成29年度の調査でメスの比率が高くなったことと、幼獣の目撃が増加していることが明らかになり、分布の拡大する辺縁部から中心部へ進行する過渡期にあると考えられる。

被害は拡大傾向にあるが、水稻被害がほとんどで、田植え後の5月から7月に集中している。また、局所的に生息密度が高い場所では森林内の嗜好性植物の減少と不嗜好性植物の増加が確認されており、生態系への影響も懸念される。

○昭和村

平成28年度における被害は大根のみであるが、平成27年度には花卉（宿根カスミソウ）の苗が被害されている（101千円/10a）。この平成27年度の被害による営農意欲の低下から、被害を受けたカスミソウ農家は平成28年度に被害地での作付けを諦めている。

また、国指定天然記念物の駒止湿原ではニホンジカによる食害問題が顕在化しており、希少な植物の生育環境への影響が危惧されている。

大芦地区や矢ノ原湿原周辺での目撃情報や、狩猟捕獲数の推移から生息個体数の増加が進行していると考えられるため、予防的な対策を実施する必要がある。

(3) ニホンジカ被害の軽減目標

指標		現状値 (平成28年度)	目標値 (平成32年度)
南会津町	農作物被害金額	720千円	504千円
	農作物被害面積	75a	53a
昭和村	農作物被害金額	20千円	10千円
	農作物被害面積	2a	1a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<p>【南会津町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島県猟友会南会津支部の協力のもと、南会津町有害鳥獣捕獲隊及び南会津町鳥獣被害対策実施隊を編成し、銃器・わなによる有害捕獲を実施。 <p>【昭和村】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和村鳥獣被害対策実施隊を編成し銃器、わなによる捕獲を実施（ニホンジカについては、狩猟捕獲を推進する）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲従事者の高齢化及び減少が顕著であり、担い手の育成が急務。 ・捕獲総数に占めるわな捕獲数の比率が低いことから、わな捕獲の技術普及が必要。 ・狩猟者が減少し、捕獲の担い手の育成が急務。 ・被害が増加した場合、従来の捕獲体制での対応が困難であり、地域住民の理解と協力が不可欠。 ・大型獣（シカ・イノシシ）用のわなの導入。
防護柵の設置等に関する取組	<p>【南会津町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・侵入防止柵等の設置に対する費用への補助を実施。 ・農家の自主的な防除・追払いを促すため獣害対策に関するチラシの配布及び広報誌を利用した被害防止方法の周知・啓発を実施。 ・集落での追払い実施のため、花火購入費用への補助を実施。 <p>【昭和村】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気柵の設置に対する費用への補助を実施。 ・緩衝帯整備（個人対応）の推進。 ・実施隊による花火、爆竹による追上げ、追い払い、放任果樹の撤去。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ぐるみによる自立的な対策を実施するための合意形成が必要。 ・集落や地域の被害対策リーダーとなる人材育成のため、正しい対策手法や野生動物の生態などについて学べる機会の創出。 ・被害対策については個別での実施にとどまっており、地域として被害を軽減するまでには至っていないため、地域ぐるみの対策促進が必要。

(5) 今後の取組方針

ニホンジカの生息域の拡大と生息数の増加は地域の農林業に深刻な影響を及ぼすことから、捕獲による個体数管理と被害防除及び生息環境管理の3本柱での対策を推進していく。

また、被害の実態を的確に把握するために、関係機関や地域住民と連携した体制整備を目指す。

- 個体数管理では生息状況に応じてより効率的な捕獲を実現するため、科学的な調査により生息の実態を把握し、その情報を狩猟者に還元するとともに、新たな捕獲手法の開発を図る。
- 被害防除と生息環境管理に関しての正しい知識や方策を普及し、集落や地域で被害対策のリーダーとなる人材育成を図ることで、個による対策から組織による対策へ促す。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

各町村管内の捕獲に関しては個別に対応する。広域的な捕獲を実施する場合には、場所や日時を各町村及び町村実施隊と協議した上で実施していく。

【南会津町】

南会津町鳥獣被害対策実施隊を任命し、被害が多発する時期には巡回体制を布き、捕獲を中心とした業務を担っている。併せて南会津町有害鳥獣捕獲隊を編成し、年間を通じた捕獲業務を委託している。

捕獲は、南会津町及び南会津町鳥獣被害対策実施隊並びに南会津町有害鳥獣捕獲隊が捕獲時期、場所等について協議し実施する。

大型獣の効果的な捕獲にはライフル銃は有効であり、ライフル銃所持を認められた鳥獣被害対策実施隊員及び有害鳥獣捕獲隊員に使用を推奨している。

【昭和村】

福島県猟友会両沼支部昭和分会より隊員の推薦を受けた者を、昭和村長が任命し昭和村鳥獣被害対策実施隊を平成24年7月に編成している。

捕獲は、昭和村と昭和村鳥獣被害対策実施隊が捕獲時期、捕獲場所等について協議し実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
30	ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ■ くくりわなの購入 ■ 生息状況調査の実施 ■ 大学など専門機関との連携 ■ 地域住民への獣害対策に関する啓発活動 ■ 新規狩猟者確保に向けた取り組み
31	ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ■ くくりわなの購入 ■ 生息状況調査の実施 ■ 大学など専門機関との連携 ■ 地域住民への獣害対策に関する啓発活動 ■ 新規狩猟者確保に向けた取り組み
32	ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ■ くくりわなの購入 ■ 生息状況調査の実施 ■ 大学など専門機関との連携 ■ 地域住民への獣害対策に関する啓発活動 ■ 新規狩猟者確保に向けた取り組み

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>福島県第12次鳥獣保護管理事業計画、及び福島県ニホンジカ管理計画に基づく基準により捕獲を行う。</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	30年度	31年度	32年度
ニホンジカ	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンジカ管理計画に基づく基準による。	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンジカ管理計画に基づく基準による。	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンジカ管理計画に基づく基準による。
	捕獲目標110頭	捕獲目標110頭	捕獲目標110頭
<p>捕獲目標は、各町村で設定している捕獲目標に従った</p> <p>【南会津町】 捕獲目標110頭</p> <p>【昭和村】 捕獲目標設定なし</p>			

捕獲等の取組内容

- 捕獲は、銃器、箱わな、くくりわな、または囲いわなのいずれかを使用して行う。
- 科学的な調査を実施し、生息状況に合わせた捕獲の実施体制を整備する。
- 4月から11月には有害捕獲として町村と各猟友会支部が連携して捕獲を実施し、また狩猟期間の捕獲も推奨し、支援する。
- 捕獲活動は、農作物被害が大きい地区や効率的な捕獲が見込める地区を重点的に実施することとし、安全かつ効果的な捕獲を行うため、地域住民の理解を得ながら、有害鳥獣の行動を把握し、管理計画に沿った捕獲を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

大型獣の効果的な捕獲にはライフル銃は有効であり、ライフル銃の所持を認められた鳥獣被害対策実施隊員及び有害鳥獣捕獲隊員について使用を推奨する。（昭和村を除く）

（4）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

（1）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
ニホンジカ	地域住民が主体となった電気柵の設置を推進する。 延長3000m (受益面積 5ha)	地域住民が主体となった電気柵の設置を推進する。 延長3000m (受益面積 5ha)	地域住民が主体となった電気柵の設置を推進する。 延長3000m (受益面積 5ha)

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
30	ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ■ GPS首輪やセンサーカメラを活用した生息状況調査を実施する。 ■ 各町村で捕獲・被害情報を収集し、共有する。 ■ わなによる捕獲技術普及のため、猟友会会員を対象とした講習会を開催する。 ■ 広報やインターネット等を活用し、生息状況調査の結果や被害状況、被害防止に関する情報を発信する。 ■ 集落の自立的な対策を促すため、地域リーダーの育成を目的とした講習会の開催と集落環境診断を実施する。
31	ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 前年度の生息状況調査の結果を踏まえ、継続的なモニタリングを推進する。 ■ 各町村で捕獲・被害情報を収集し、共有する。 ■ 戦略的な捕獲を実施するため生息状況調査の結果を反映した捕獲計画を作成し、これに基づいた捕獲を推奨する。 ■ わなによる捕獲技術普及のための講習会を必要に応じて開催する。 ■ 広報やインターネット等を活用し、生息状況調査の結果や被害状況、被害防止に関する情報を発信する。 ■ 集落の自立的な対策を促すため、地域リーダーの育成を目的とした講習会の開催と集落環境診断を実施する。
32	ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 前年度の生息状況調査の結果を踏まえ、継続的なモニタリングを推進する。 ■ 各町村で捕獲・被害情報を収集し、共有する。 ■ 戦略的な捕獲を実施するため生息状況調査の結果を反映した捕獲計画を作成し、これに基づいた捕獲を推奨する。 ■ わなによる捕獲技術普及のための講習会を必要に応じて開催する。 ■ 広報やインターネット等を活用し、生息状況調査の結果や被害状況、被害防止に関する情報を発信する。 ■ 集落の自立的な対策を促すため、地域リーダーの育成を目的とした講習会の開催と集落環境診断を実施する。

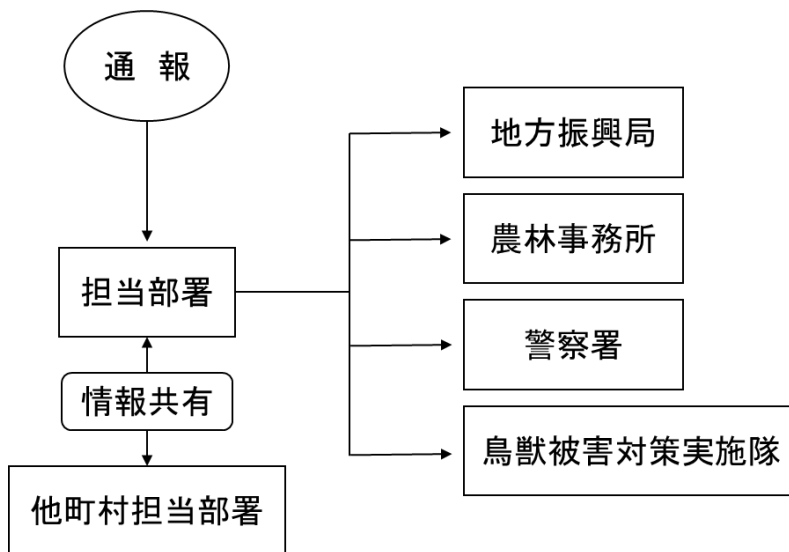
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
南会津町 昭和村	<ul style="list-style-type: none"> ■ 被害状況の把握と関係機関への情報提供 ■ 住民への注意喚起 ■ 対策の提案、指導及び実施の統括 ■ 捕獲許可交付
南会津町鳥獣被害対策実施隊 南会津町有害鳥獣捕獲隊 昭和村鳥獣被害対策実施隊	<ul style="list-style-type: none"> ■ 捕獲に係る業務 ■ パトロール及び被害調査 ■ 被害防止対策等の指導
南会津地方振興局 会津地方振興局	<ul style="list-style-type: none"> ■ 被害防止に係る助言及び指導 ■ 捕獲活動に係る助言及び指導
南会津農林事務所 会津農林事務所	
南会津警察署 会津坂下警察署	<ul style="list-style-type: none"> ■ 現場確認及び立会い ■ 緊急時における住民の安全確保
会津よつば農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ■ 被害量などの情報提供 ■ 被害防止に係る助言及び指導
福島県農業共済組合	

(2) 緊急時の連絡体制

南会津町・昭和村ニホンジカ被害広域対策協議会の各町村担当部署が関係機関と下図のとおり連絡・調整を図り、対応する。



南会津町担当部署：農 林 課
昭和村担当部署：産業建設課

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

処理施設での焼却または埋設のいずれかで適切に処理する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

鳥獣被害対策の発展に寄与するため、捕獲等をした対象鳥獣は学術研究のために必要とされる部位を利用する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	南会津町・昭和村ニホンジカ被害広域対策協議会
構成機関の名称	役割
南会津町	<ul style="list-style-type: none"> ■ 協議会事務局として、協議会に関する事務及び連絡調整 ■ 各種情報収集及び関係機関への情報提供 ■ 被害防止対策の指導
昭和村	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各関係機関との連絡調整 ■ 各種情報収集及び関係機関への情報提供 ■ 被害防止対策の指導
南会津町猟友会 昭和村猟友会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 広域協議会構成員としての助言 ■ 対象鳥獣に関する情報提供及び捕獲

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
南会津町鳥獣被害対策実施隊 南会津町有害鳥獣捕獲隊 昭和村鳥獣被害対策実施隊	捕獲に係わる業務 パトロール及び被害調査 被害防止対策等の指導
関東森林管理局 会津森林管理署南会津支署 関東森林管理局 会津森林管理署昭和村森林事務所	国有林内における有害鳥獣関連の情報提供
南会津地方振興局 会津地方振興局 南会津農林事務所 会津農林事務所	被害防止に係る助言及び指導 捕獲活動に係る助言及び指導
南会津警察署 会津坂下警察署	緊急時における住民の安全確保
会津よつば農業協同組合 福島県農業共済組合	被害量などの情報提供 被害防止に係わる助言及び指導
東京農工大学 福島大学	学術的な調査の提案、計画、実施 野生動物管理に係わる助言及び情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

【南会津町】

平成26年4月1日設置。74名（猟友会会員74名）

【昭和村】

平成24年7月1日設置。24名（猟友会会員8名、補助者16名）

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

関係機関と連携して被害防止対策を推進していく。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし